4　法第五条の政令で定める期間として、発給申請者及び証明資料提出者から提出された発給申請書、第一種原産品誓約書及び資料を経済産業大臣が保存すべき期間を定めることとした。（第四条関係）

5　1の経済連携協定に係る法第三〇条第一項の政令で定める期間として、第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が締約国等に輸出された日以後締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合に経済産業大臣が回答すべき期間を定めることとした。（第六条第二項関係）

6　2の経済連携協定に係る法第三〇条第三項の政令で定める期間として、第二種特定原産地証明書の発給を受けた物品が締約国等に輸出された日以後締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合に経済産業大臣が回答すべき期間を定めることとした。（第六条第二項関係）

7　法第三〇条第三項の政令で定める額として、法第七条の五第一項の認定の更新を受けようとする者が国に納めなければならない手数料の額を定めることとした。（第九条関係）

8　この政令は、法の施行の日から施行することとした。

◇船員保険法施行令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（厚生労働省）

1　船員保険における障害年金、遺族年金等の額について、その支給の原因となった災害が平成二〇年三月三一日以前に発生したものである場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。

2　この政令は、平成二一年八月一日から施行することとした。

◇海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一八六号）（防衛省）

1　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二一年法律第五五号）の施行に伴い、関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第六条関係）

2　この政令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行の日から施行することとした。

法　律

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

法律第八十四号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　特定原産地証明書の発給等（第三条―第七条）
第三章　特定発給機関（第八条―第二十五条）
第四章　特定原産地証明書の発給の決定の取消し等（第二十六条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十三条）」を「第二章　第一種特定原産地証明書の発給等（第三条―第七条）
第二章の二　第二種特定原産地証明書を作成する者の認定等（第七条の二―第七条の十三）
第三章　指定発給機関（第八条―第二十五条）
第四章　第一種特定原産地証明書の発給の決定の取消し等（第二十六条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十三条の三）」に改める。

本則（第一条及び第三十六条を除く。）中「特定原産地証明書」を「第一種特定原産地証明書」に改める。

第二条第一項中「として政令で定めるもの」を削り、同条第二項中「（以下「締約国」という。）」を「（以下この項において「締約国」という。）又は経済連携協定の規定により当該締約国の関税法令（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）その他の関税に関する法律に相当する法令をいう。第三十一条において同じ。）が適用される当該締約国以外の外国（以下この項において「協定適用国」という。）」に改め、「当該締約国」の下に「又は協定適用国（以下「締約国等」という。）」を加え、同条第三項中「から締約国」を「から政令で定める経済連携協定の締約国等」に、「当該締約国」を「当該締約国等」に改め、「締約国との間の」を削り、同条に次の二項を加える。

4　この法律において「第二種特定原産地証明書」とは、本邦から政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品が特定原産品であることを当該締約国等の権限ある当局に対し証明する書類であって、第七条の二第一項の規定により当該物品の輸出をしようとする者が作成するものをいう。

5　この法律において「特定原産地証明書」とは、第一種特定原産地証明書及び第二種特定原産地証明書をいう。

第三条第一項中「締約国」を「前条第三項の政令で定める経済連携協定の締約国等」に改め、同条第二項中「仕向国（」の下に「第七条の九第二項及び」を加え、「単に「申請書」を「発給申請書」に改め、同条第四項中「申請書」を「発給申請書」に改め、同条第五項中「及び申請書の様式並びに第三項」を「、発給申請書の様式、第三項」に改め、「提出の手続」の下に「及び第一種原産品誓約書の様式」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。